

船舶事故調査報告書

令和3年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年7月26日 16時00分ごろ
発生場所	神奈川県平塚市相模川河口 茅ヶ崎港南防波堤灯台から真方位272°1.6海里付近 (概位 北緯35°18.8 東経139°22.1)
事故の概要	水上オートバイ ^{アドバンス} advance-1は、航行中、また、水上オートバイ ^{アールエックスター エックス} R X T - X 300は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年8月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ advance-1、0.2トン 235 - 52349 神奈川、個人所有 B 水上オートバイ RXT-X300、0.2トン 235 - 55165 東京、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊・特定 B 船長B、特殊
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船尾部に亀裂等
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南西、風力 1、視程 約2m 海象：波高 約2m 平塚市には、7月26日08時56分に大雨注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、雨で視程が約2mとなったので、錨泊する目的で、約20km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で浅瀬に向かっていたところ、船首方至近（約2m）にB船を認めたものの、どうすることもできず、A船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、雨で視界が不良となったので、錨泊していた。 船長Aは、視界が不良だったので、減速して航行すべきであったと本事故後に思った。
分析	A船は、大雨注意報が発表され、雨で視界が制限されている状況下、船長Aが、約20km/hの速力で航行したことから、B船に接近していたことに気付かず、船首方至近となった錨泊中のB船を認めたものの、どうすることもできず、B船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、大雨注意報が発表され、雨で視界が制限されて

	<p>いる状況下、約20km/hの速力で航行したため、B船に接近していたことに気付かず、船首方至近となった錨泊中のB船を認めたものの、どうすることもできず、B船と衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・船長は、大雨注意報が発表され、視界が制限されている状況においては、他船を認めた場合に衝突を避けることができる速力に減じて航行すること。